⑸　落札者の決定方法　落札者は、上記３に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑹　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

⑺　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は、入札説明書による。）。

⑼　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。

⑽　手続における交渉の有無　無。

⑾　契約書作成の要否　要。

⑿　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

⒀　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒁　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は、入札説明書による。）。

⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒃　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒄　詳細は、入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masayoshi Tatsumi, Director, Chugoku-Shikoku Defense Bureau, MOD

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Maintenance Shop Area Pavement Work （Part 2), MC AS Iwakuni

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : December 6, 2010 noon.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : January 7, 2011　0 : 00 p.m. (Tenders be delivered in person by January 7, 2011　0 : 00 p. m., or submitted by mail by January 7, 2011 0 : 00 p.m.)

⑹　Contact point for tender documentation : General Affairs Department, Chugoku-Shikoku Defense Bureau, MOD, 6―30 Kamihatchobori, Naka-ku, Hiroshima-shi 730―0012 TEL 082―223―7233

○第７号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　岩国飛行場（H22）駐機場（C）舗装その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　山口県岩国市三角町（米軍岩国基地内）

⑷　工事内容

【土木工事】

・コンクリート舗装（駐機場）約120,000㎡、灯火管路等一式

・造成工事約440,000㎥、工事用仮設フェンス約6,400m、工事用道路一式

・建物付帯土木工事（造成工事、舗装工事、給排水工事、環境整備工事、雑工事等）一式

【電気設備工事】

格納庫ＭＣ423、421、201の駐機場にかかる土木付帯電気設備工事

・構内外線設備一式

・接地設備一式

・航空灯火設備一式

【通信工事】

格納庫ＭＣ423、421、201の駐機場にかかる土木付帯通信設備工事

・構内線路工事一式

⑸　工期　平成24年３月15日まで

⑹　使用する主要な資機材　舗装用コンクリート約35,000㎥、粒度調整鉄鋼スラグ約15,000㎥、再生砕石約30,000㎥、ＦＲＰＭ管約960m、門型カルバート約560m、給水管約1,300m、雨水管約2,500m、汚水管約770m、アスファルト合材約2,500ｔ等

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が単体、代表者及び代表者以外の構成員は1,100点以上であること。

⑷　平成７年度以降に元請けとして、航空機を対象としたコンクリート舗装工事（100,000㎡以上）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者であること。